

		岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次			
○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【人事委員会】 ○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		耕地課 人事委員会					
		担当課（室）					

◎岡山県規則第五十三号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の三十一の項の次に次の一項を加える。

三十一の二 特例条例別表 第二の三十一の二の項に 規定する農業用ため池の 管理及び保全に関する法 律（平成三十一年法律第 十七号。以下この項にお いて「法」という。）に 基づく事務のうち、別に 規則で定めるもの	イ 法第四条第一項の規定による農業用ため池の 届出の受理 ロ 法第四条第二項の規定による農業用ため池の 届出事項の変更又は農業用ため池の廃止の届出 の受理 ハ 法第八条第一項の規定による特定農業用ため 池における制限行為の許可の申請の受理 ニ 法第九条第一項の規定による特定農業用ため 池の防災工事に関する計画の届出の受理 ホ 法第九条第三項の規定による特定農業用ため 池の防災工事に関する計画の届出の受理 ヘ 法附則第二条第一項の規定による既存農業用 ため池の届出の受理 ト 法附則第二条第二項の規定による既存農業用 ため池の届出事項の変更の届出の受理
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」を削る。

第八条第一項第一号中「若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。